

第 252 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 25 日 (火) 10 : 00 ~ 11 : 00
- 2 場 所 広島県庁北館第 1 会議室 (広島市中区基町 10 番 52 号)
(Web会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 付議案件 1 件
報告事項 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開 会	1
2 議 事	1
(1) 第 1 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更につ いて	2
(2) 報告事項 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に 編入する取組に係る進捗状況について	6
3 閉 会	11

広島県土木建築局都市計画課

1 開会

開会 10:00

○**司会** 皆様お揃いになりましたので、只今から、第 252 回広島県都市計画審議会を開催します。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願いします。本日お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表

資料 1「第 1 号議案の説明資料」

資料 2「報告事項の説明資料」

資料については、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日、西名委員は所用のため、急遽オンラインによる出席となりました。

次に、前回の審議会以降に委員のご異動がございましたので、ご紹介しますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例 第 2 条第 1 項第 2 号「関係行政機関の職員」からの委員といたしまして、令和 5 年 7 月 14 日付で中崎 剛 中国地方整備局長にご就任いただいております。

本日は代理で、桑嶋様にご出席いただいております。

続いて、第 4 号「県議会の議員」からの委員といたしまして、

令和 5 年 6 月 23 日付で、栗原 俊二 県議会議員にご就任いただいております。

○**栗原委員** よろしくをお願いします。

○**司会** 続いて、第 5 号「市町の議会の議長を代表する者」からの委員といたしまして、令和 5 年 6 月 29 日付で母谷 龍典 広島市議会議長にご就任いただいております。

なお、本日は所用によりご欠席となっております。

また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記した 8 名の委員の皆様は、本日はウェブ会議システムを通じ、ご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日の会議時間は約 1 時間を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規定第 5 条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、宜しくお願いいたします。

○**藤原会長** 皆様、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

さっそくですが、本日の出席委員の確認から行います。

本日の出席委員は、この会場に 9 名、オンラインで 8 名の合計 17 名となっております。

2 分の 1 以上の出席となっておりますので、審議会条例第 5 条によりまして、この会は有効に成立しますことから、これより、第 252 回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、西名委員と城戸委員のお二方をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

○**藤原会長** 本日は、「付議案件が 1 件」「報告事項が 1 件」でございます。

(1) 第1号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について

○**藤原会長** 第1号議案につきましては、都市計画上の都市施設の決定ではなく、建築基準法第51条ただし書による敷地位置の決定になります。第1号議案は福山市建築指導課が諮問する議案となります。それでは、第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 福山市建築指導課の貴山と申します。本日は、ご審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更」についてご説明いたします。

本案は、現在操業している工場にある廃プラスチック類の破碎施設の処理能力を増強する計画が用途変更に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定により、敷地の位置が都市計画上、支障がないかについて、ご審議いただくものです。

説明時間は、20分程度を予定しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。始めに、都市計画審議会に諮問させていただく理由を、ご説明いたします。

まず、根拠法令ですが、建築基準法第51条の規定で、都市計画域内においては、ごみ焼却場やその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、「都市計画により位置の決定がされたもの」でなければ、新築または増築することができないと規定されています。

ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を得て、許可を受けたもの」または「政令で定める許可不要となる規模の範囲内」であれば、この限りではないと定められています。

「都市計画による位置の決定」についてですが、本施設は民間施設でありますので、施設の永続性などを考慮し、位置の決定は行われておりません。

続いて、政令で定める許可不要となる規模について、ご説明いたします。

本計画は、工業専用地域内における同法施行令第130条の2の3の規定で定められている許可の不要な規模を超えるため、その敷地位置が、都市計画上支障がないと認めて、許可する必要があります。このことにより、敷地の位置の適否について、本審議会に諮問させていただくものです。

ここからは、申請概要について、ご説明いたします。

申請者は、広島県広島市中区大手町3丁目1番3号IT大手町ビル10階 株式会社エコフィール 代表取締役 三井 崇裕です。

2008年11月に会社設立、2011年10月に福山市の産業廃棄物処理業の許可を取得し、以来プラスチックリサイクル事業を主業として営業しております。

使用済みプラスチックをペレット化し、九州から関東までを営業エリアとして販売しております。

近年のリサイクル需要の増加及びプラスチックごみの形状や材質等の多様化に対応するため、破碎施設の処理能力の増強を計画しているものでございます。

続いて、申請概要について、ご説明いたします。

申請地は、都市計画区域内の市街化区域にあり、用途地域は工業専用地域内にあります。

敷地面積は19,996.77平方メートルです。建築面積は4,648.52平方メートル、延べ面積は4,546.10平方メートルです。

敷地内には、鉄骨造1階建ての工場が2棟、倉庫1棟で計3棟であります。今回の計画による新たな建築計画はありません。

続いて、許可に係る施設の概要についてご説明いたします。

用途は産業廃棄物処理施設で、施設の種類は破砕施設です。

処理品目は廃プラスチック類及び木くずとなります。

具体的な用途変更の内容は、第 1 工場において破砕施設 1 の処理能力が、稼働時間の増加に伴い 4 トンから 6 トン増強するとともに破砕施設 2 を増設します。

処理能力は 24 時間稼働で 122.4 トンとなります。

第 2 工場においては既設の破砕施設 3 の処理能力には変更はなく 3.2 トンとなります。3 台を合計いたしまして 1 日当たり 131.6 トンとなります。このことにより許可が必要となり申請が行われたものです。

また第 2 工場には、木くずの破砕施設がありますが 処理能力に変更はなく、引き続き許可不要な処理能力であります。

続いて、施設の位置についてご説明いたします。

申請地は、福山市箕島町 106 番 6、106 番 7 になります。

スライド右下の赤で囲われたところで、JR 福山駅より南東へ約 8.8km の箕島地区工業団地内で、都市計画法上の用途地域は工業専用地域です。

こちらは、申請地周辺の航空写真です。

黄色に囲われている部分が申請地です。

周辺は、工業専用地域で隣接する用途地域である準工業地域まで約 1 キロメートル離れています。

また申請地は、2000 年に広島県が進める「びんごエコタウン構想」により、資源循環施設の集積を図るモデル地区として設定された「びんごエコ団地」の中の敷地です。

赤の点線で囲われたところが「びんごエコ団地」で、現在申請者である株式会社エコフィールを含めた 3 事業者が資源循環型の事業を行っています。

こちらは配置図です。

申請地は北西側の市道箕沖 16 号線及び南西側の市道箕沖 2 号幹線に接しています。

出入口は北西の 1 箇所です。

第 1 工場と倉庫が 2011 年に新築され、第 2 工場は 2015 年に増築されています。

続いて、第 1 工場の平面図です。

許可対象となる破砕施設 1、2 の 2 台の配置となります。

続いて第 2 工場の平面図です。

許可対象となる施設、既設の破砕施設 3 の 1 台の配置となります。

続いて処理フローについてご説明いたします。

まず、廃プラスチック類の受入計量を行います。

破砕施設 2 により粗破砕を行い、破砕施設 1 又は 3 にて細破砕を行います。

細破砕後に添加剤、顔料を添加し、造粒施設にてペレット化して、プラスチックの成型加工業者に販売されています。

主な製品としては、プラスチック製の植木鉢、OA フロア、リサイクルウッドデッキ、ハンガーなど原料に使われています。

ここからは、工場の作業工程についてご説明いたします。

こちらは、第 1 工場の作業工程と機械の配置を示したものです。破砕施設 2 で粗破砕にかけた後に破砕施設 1 で細破砕を行います。

その後、造粒施設にてペレット化されます。

こちらは第 2 工場の作業工程と機械の配置を示したものです。

第 1 工場で粗破砕にかけた廃プラスチック類を破砕施設 3 で細破砕を行います。

その後、造粒施設にてペレット化されます。

以上が申請の概要になります。

ここからは、本市が行った審査の内容についてご説明いたします。

審査基準は広島県が定める運用指針及び地域特性等を考慮し、都市計画上支障がないか、福山市として審査基準を定めております。

本県の審査に関しましては、

①都市計画区域内における位置

②道路幅員等の交通環境

③施設計画と環境保全対策

④その他、「景観への配慮」「地域の理解」及び関係法令である「廃棄物処理法」による許可の見込み、といった項目を設定し審査を行いました。

審査項目①の用途地域と学校・公園までの距離についてご説明いたします。

申請地は工業専用地域内にあり、一番近い公園が箕沖公園で、直線距離で約1,000メートル、一番近い学校は箕島小学校で、直線距離で約2,700メートルの位置にあります。審査基準の100メートル以上離れていることを満たしております。

次に住居系の用途地域との関係についてご説明いたします。

一番近い住居系の用途地域である「第一種住居地域」から申請地まで、直線距離2,000メートルで、審査基準の100メートル以上離れていることを満たしております。

続いて、審査項目②敷地周辺の道路と搬入・搬出経路について説明いたします。

計画敷地周辺の道路ですが、敷地北西側の市道箕沖16号線、南西側の市道箕沖2号幹線ともに幅員9メートル以上あり、審査基準の「幅員9メートル以上を有する道路に面すること」を満たしています。

運搬経路については、国道2号、国道182号、県道及び市道を利用して行われます。主な運搬ルートとしては、図に示しております、「広島方面からを想定した西側ルートの2ルート」及び「岡山方面を想定した北側ルートの1ルート」の合計3ルートとなります。

審査項目③施設計画についてご説明します。

こちらは配置図です。

先ほどご説明しましたとおり、幅員9メートル以上の道路に接した計画となっております。

続いて、審査基準である「機能に応じた駐車場の確保」についてご説明します。

搬入出車両は、13トントラックで搬入出時間は8時から17時の9時間です。

搬入出車両台数は、1日当たり8台程度ですが、今回の計画により1日あたり9台程度となり1台増加する予定です。

また、搬入待ちの車両が道路に滞留することがないように、敷地の南西側に2台分の車両が待機できるスペースを設けています。

次に一般車両ですが、敷地内にいる作業員及び事務員数は最大20名程度を予定しており、一般車両の駐車場は敷地北西側に23台設けております。

次に環境保全対策についてご説明いたします。

本計画に先立ちましては、生活環境影響調査を2023年1月に実施しております。

まず騒音についてですが、規制基準は「びんごエコ団地公害規制基準」による終日60デシベル以下になります。予測箇所は敷地境界の「建物の配置、隣地の状況等から最も不利となる黄色部分」において、最大60デシベルと予測されております。

次に振動についてですが、規制基準は「びんごエコ団地公害規制基準」による昼間65デシベル、夜間60デシベル以下となります。

予測箇所において最大35デシベル未満と予測されております。

次に悪臭についてですが、規制基準は「悪臭防止法による臭気指数による規制基準」に

より 18 以下となります。

予測箇所においては 10 未満と予測されております。

また、粉塵については破碎作業を建屋内で行うため、周辺環境への影響は極めて小さいと予測されています。

水質については、本施設からの排水は発生しないため、影響はありません。

以上から、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えていますが、騒音については規制基準と等しい値となっているため、すべての破碎施設への遮音シートを施工し、規制基準を下回る計画としております。

次に、運搬車両による周辺の交通への影響についてです。

「福山市次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(2020 年 3 月福山市)によると、箕沖地区への流出入する交通量は、平日 24 時間で 26,000 台程度とされ、慢性的な渋滞は生じていない状況です。

本計画による車両台数の増加は、1 日あたり 1 台程度しか増加しない予定です。

よって、増加する交通量は、ごくわずかであり、通勤時間等の混雑する時間は搬入出を控えるため、周辺地域の生活環境への影響の変化は、極めて小さいと考えています。

最後に審査項目④についてご説明いたします。

まず、「景観への配慮」ですが、敷地の境界に沿って緩衝緑地を配置し、敷地の約 10% 確保しています。

「地域の理解」については本申請に先立ち、申請者が 2023 年 2 月に地元の箕島小学校、箕島学区自治会及び近隣事業者に対し、事業計画などの説明を行っております。

特に反対のご意見はいただいております。

「産業廃棄物法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可」については、本市廃棄物対策課に 2023 年 4 月 12 日に申請済みで、許可の見込みがあることを確認しております。

ここでは、許可に係る審査項目及び、評価について示しております。4 つの審査項目について福山市において定めた基準により、審査・評価した結果、敷地の位置は都市計画上支障がないと判断しました。

以上で第 1 号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○**藤原会長** それでは議案の審議をいたします。

まずこの会場に対面で参加されている方から、ご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。何かご質問あるいはご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。はい、お願いします。

○**渡邊委員** 説明ありがとうございました。

パワーポイントの 21 枚目で、今回の交通量は 1 台しか増えないと記載のある一方で 6 枚目にあるように、処理能力が 122.4 トン増えるということになります。

従来は 7.2 トンであったものが 131.6 トンに増えると、当然トラックの台数も増えるものだと思います。しかし、今回増設する破碎施設 2 が従来細破碎とは違い、粗破碎であることから、搬入時の荷姿が変わるため、処理能力が増えてもトラックの台数は 1 台しか増えないという理解でよろしいでしょうか。

○**事務局** これまでは、細破碎のみで営業していましたが、今後は大きな廃プラスチックの形状のものを搬入して処理をしていくため、粗破碎が必要となりました。

このため、投入口が大きい破碎機が必要であり、処理能力が大きい破碎機を設置しますが、出口となる細破碎の機械は 2 トン程度しか増えないため、トラックの台数は現状とほぼ変わらず、1 台増加となっています。

○**渡邊委員** ありがとうございました。

○**藤原会長** 他にいかがでしょうか。

それではオンラインでの参加の皆様、何かご質問ご意見等がございますでしょうか。

特にご意見ご質問ございませんようですので、第1号議案につきまして、その敷地の位置について都市計画上支障ないものとして認めてよろしいでしょうか。

ご意見ございませんので、第1号議案につきましては都市計画上支障ないものと認めます。

(2) 報告事項 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組に係る進捗状況について

○**藤原会長** 続きまして、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 広島県都市計画課長の廣中です。どうぞよろしくお願いいたします。

スライドをご覧ください。本日の報告事項は、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域へ編入する取組に係る進捗状況でございます。

説明に当たっては、お手元にご用意しております、資料2に沿ってご説明いたします。

それではお手元の資料をご覧ください。説明は約10分を予定しております。

スライドの方をご覧ください。

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する、いわゆる「逆線引き」の取組につきましては、本取組の目指す姿や進め方などを示した取組方針を定め、令和3年7月開催の都市計画審議会でご報告させていただきました。

その後、逆線引きを先行的に進める箇所について、各市町において地元調整等を行い、令和4年度末に実施箇所を確定したため、現在の進捗状況について報告させていただきます。

まず「1 本取組の目的」についてご説明いたします。

本県では、全国で最多となる約48,000箇所の土砂災害警戒区域、約45,000箇所の土砂災害特別警戒区域が指定され、土砂災害に対して脆弱な地形的特徴を有しており、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨など、近年の頻発化・激甚化する豪雨災害により、甚大な被害が発生しております。

こうした背景を踏まえまして、「コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市」、「安全・安心に暮らせる都市」の実現に向け、災害リスクの高い区域における都市的土地利用を抑制し、災害リスクの低い区域へ居住を誘導するため、市街化区域を有する県内13市町と連携し、逆線引きの取組を推進することとしております。

続きまして「2 取組の進め方」についてご説明いたします。

本取組では50年後の目指す姿として、災害リスクの高い区域に居住する人が、概ねいない状態を設定した上で、20年後までに市街化区域における土砂災害特別警戒区域の逆線引きを概ね完了させる方針としております。

下にお示しておりますイラストをご覧ください。逆線引きの実施にあたっては対象箇所が多いことから、段階的に実施することとしており、まずは低未利用地への居住や店舗等の新築を抑制し、市街地の広がりを防ぐ観点からイラストの上側で、赤色で塗られた先行的に実施する箇所を示しております、市街化区域の縁辺部で、かつ建築物がない未利用地から先行的に逆線引きを実施することとしております。

また、イラストの右上側で赤の枠線囲みにて、将来的な対象箇所と示しております、市街化区域の縁辺部の建物がある箇所や下側に赤の枠線囲みしております、市街化区域の縁辺部でない箇所については、次回以降の取組で逆線引きを実施することとしております。

続きまして「3 市町における地元調整等」についてご説明いたします。

まず県が地図データに基づき機械的に抽出いたしました、約 800 箇所を優先的に逆線引きを実施する箇所につきまして、市町において開発予定地や宅地の有無等の現地調査、登記簿等による土地所有者等の調査を実施した後に、説明会の開催や個別説明等により、土地所有者等に対して調整を進めてまいりました。

各市町での説明会の実施状況といたしましては、広島市、呉市、福山市、海田町の 4 市町におきまして、会場での説明会を開催しております。

その他の 9 市町につきましては、土地所有者等に個別説明を実施しております。

続きまして、説明会や個別説明の中で、今回対象の土地所有者等から寄せられた主なご意見とそれに対する回答状況についてご説明いたします。

下に示しております、表をご覧ください。

まず、「土地の利活用に向けてどのような影響があるのか」とのご意見がございました。これにつきましては、「既に土砂災害特別警戒区域の指定により、特定開発行為の制限や建築基準法による構造制限がかかっておりますが、市街化調整区域に編入されることによりまして、原則として新たな開発行為や建築物の新築等は制限される」ことを説明しております。

次に、「市街化調整区域になると、土地利用や売買が難しくなるが、それに対する補償や行政による買い取りがあるのか」とのご意見に対しましては、「公共の福祉のため、都市計画法に基づく土地利用の様々な制限があり、その制限を変更することに対して補償するという考えはありません。また、道路などの事業予定地である場合を除き、買い取りは行わない」ことを説明しております。

次に、「急傾斜地崩壊対策工事などのハード対策を急いでほしい」とのご意見に対しましては、「現在もハード対策を進めておりますが、対象箇所は膨大にあり、すべての対策の実施には多くの時間を要するため、逆線引きの取組を併せて進めることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく」ことを説明しております。

次に、「段階的に進めるとのことだが、今後もこの取組は続くのか」とのご意見に対しましては、「概ね 20 年後までに逆線引きを完了させることを目指して取組を進めており、次回以降の具体的な方針については、今回の取組での意見等を踏まえて検討する」ことを説明しております。

また、「当面土地の利活用はないので協力をする」といったご意見もあり、「引き続き、より多くの方にご理解いただけるよう取り組んでいく」ことを説明しております。

続きまして、「4 逆線引きを優先的に進める箇所」についてご説明いたします。

市町による現地調査や地元調整を行った結果、地図精査により対象外と判断した箇所や、対策工事等の予定がある箇所、都市的土地利用が判明した箇所などを候補箇所から除外し、優先的に逆線引きを実施する箇所として約 500 箇所を確定いたしました。

逆線引きを実施するイメージとして、スライドをご覧ください。

左の図は実施前の状況で、凡例に記載しているとおり、青色の実線が現在の区域区分線、つまり市街化区域と市街化調整区域との境界線となります。

従いまして、青線より右側は市街化区域、左側は市街化調整区域となります。

そして、この市街化区域と市街化調整区域をまたがるように赤色で囲んだ土砂災害特別警戒区域がございまして。

この左の図のように青色の区域区分線にまたがる土砂災害特別警戒区域で、建築物の立地がない未利用地を対象として、今回、優先的に逆線引きを実施するということとなります。

逆線引きを実施後は、右の図のように青色と赤色の重なった部分が市街化調整区域になるため、市街化区域との境界となる区域区分線が青色の破線から青色の実線に変更となり、

対象の土砂災害特別警戒区域の全域が市街化調整区域になるというものでございます。

これにより災害リスクの高い区域における土地利用が抑制することができると考えております。

最後に、今後の予定をご説明いたします。

まず、令和 5 年 7 月より市町から提出された変更素案を取りまとめまして、国等の関係機関との調整を順次行います。

その後、令和 6 年度に予定しております、国協議、公聴会、案の縦覧、都市計画審議会等の都市計画法に基づく手続きを経まして、令和 7 年 3 月に都市計画変更の告示を行う予定としております。

以上で、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組に係る進捗状況についての報告を終わります。

○**藤原会長** はいありがとうございました。それでは報告事項について質疑応答に入りたいと思います。

まず、このご会場にいらっしゃる方で何かご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。はいお願いします。

○**渡邊委員** どうもありがとうございました。

今年も、かなり豪雨があって、いろいろなところで災害が発生している状況を踏まえると、土砂災害特別警戒区域を極力、市街化調整区域にして開発をしないための取組はすごく重要だと思っています。

資料 2 の右下に逆線引き実施箇所のイメージ図があり、土砂災害特別警戒区域、つまり赤い線のところを境として逆線引きをしたいと思います。例えば、この田畑の地権者の方が「もうここは、ずっと田畑で使うから、僕のところはこの上側にある道路の境界まで逆線引きしてほしい」という、そういったご要望があった場合にはどのように対応されるのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**事務局** この図で説明すると、この田畑の真ん中を横切るような形で土砂災害特別警戒区域が入っております。

基本的には、この土砂災害特別警戒区域を境界として市街化調整区域へ編入していきますが、中にはもう土地の利活用を考えていないので、道路の境界までの方が分かりやすいという方も実際におられました。

そういう方々につきましては、市町の方で調整していただき、要望があれば対応をしていくということで考えています。

○**渡邊委員** どうもありがとうございました。

○**藤原会長** 他に質問はありますか。はいお願いします。

○**高場委員** ご説明ありがとうございました。

数値的なイメージが分からないので教えていただきたいのですが、土砂災害特別警戒区域は県内に約 45,000 箇所あるということですが、そのうち今回の逆線引きの対象となる市街化区域内の土砂災害特別警戒区域は、どれくらいあるのか教えてください。

○**事務局** 今回配布している資料に記載はないですが、令和 3 年 7 月の都市計画審議会において取組方針を説明させていただいた際の資料では、約 10,000 箇所となっております。

今回は、市街化区域と市街化調整区域の両方に土砂災害特別警戒区域がまたがっている未利用地と考えられる箇所について、当初は約 800 箇所と考えていましたが、市町と調整していく中で、例えば実際に現地に行ってみると都市的土地利用があったものなどを省いた結果、約 500 箇所になったということでございます。

○**高場委員** 20年間で約10,000箇所が対象であり、先行的に約500箇所ということは、割合は5%ですが、20年間で概ね終えるための進捗のイメージはお持ちでしょうか。

○**事務局** 今後どういう形で進めていくかについては、市町と検討しているところであり、今回の先行的な取組をしっかりと検証して、早い段階で次回の方針を出していきたいと考えております。

○**高場委員** いろいろ課題も出てくると思いますが、しっかり進めていただきたいと思えます。

○**藤原会長** その他にこの会場にいらっしゃる方がでしょうか。よろしいですか。それではオンラインの参加の委員の方々、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

西名委員お願いします。

○**西名委員** 非常に良い取組だと認識しているのですが、説明を受けた住民の方々からいろいろなご意見があり、かなり心配や不満を持たれることが、この先どんどん増えていくだろうと予想されます。

それに対して早くから、住民の皆さんにご理解いただけるような方法を模索していく必要性があると思えます。

その辺りの考えを教えてください。

○**事務局** 地元の方からは、土地活用に関する影響や土地の価値についてのご質問等があり、丁寧に説明をさせていただいています。

今は未利用地を対象に進めておりますが、今後は土地の価値が高いところに入っていきますので、このような強い要望やご意見が予想されます。

一方で、今回の取組は、未利用地から説明させてもらっており、利活用していないので、どうぞというようなところや、近年の気候変動の影響により災害リスクが大きくなっている中での取組であるので協力するといったご意見もございました。

市民からの理解を得られやすい方法についても、今回の取組の中である程度分かってきたところもあります。

今の段階では、具体的な提示はできませんが、しっかりと検証して次回に生かせるように市町と調整していきたいと考えています。

○**西名委員** 今の段階で具体的にというのは、なかなか難しいと思いますが、ぜひ慎重かつ大胆な対応といいますか、住民の皆さんへの説明を尽くしていただければと思います。

住民の皆さんの反対によって、せっかくの事業が頓挫するといったようなことが起こらないようにぜひ進めていただけるように希望いたします。

○**藤原会長** ありがとうございます。他にオンラインの方いかがですか。杉原委員お願いします。

○**杉原委員** 今回対象の約500箇所は、どの地域に、いくつぐらいあるのでしょうか。

また、西名委員が発言されたように、地元の皆さんのご理解というのはものすごく重要だと思われま。例えば、防災訓練などで、土砂災害のマップが配られても、皆さんあまり見ないことが多いと思います。何かそういう広報をうまくするというような方策を今後取っていただければと思います。

○**事務局** 市町別では、広島市が最も多く大体4割で、次が呉市、福山市といった状況でございます。

2点目については、今回説明する中で分かったことですが、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組について、分かっていない市民の方は相当数おられました。

まず、自分の土地が土砂災害特別警戒区域に指定されていることも含めて、周知・認知

不足というところも改めて分かったところです。

今後の周知啓発については、関係者としっかり連携して県の取組の理解が進むように対応していきたいと考えております。

○杉原委員 ありがとうございます。

逆線引きの取組以外に、ハード面での防災措置をしていると思いますが、過去の災害で家が流されてしまった地域に新しく家が建っているのを見て、心配だなと思っております。今後もよろしくお願ひします。

○藤原会長 他にいかがでしょうか。村田委員お願ひします。

○村田委員 未利用になっていると思われる、ある意味やりやすいところから逆線引きをしていく手順になっていると思いますが、今回でやりやすいところは全部手をつけているのでしょうか。

それともやりやすいところの一部が約 500 箇所なののでしょうか。

○事務局 やりやすいところからやっていっているわけではなくて、我々の考えとしては、市街化の広がりを防ぐ目的が大事だと思っておりますので、市街化調整区域と市街化区域の境の未利用地を先行して取り組んでいます。

また、すべての未利用地を先行的に取り組んでいるのではなく、市街化区域内で完結する土砂災害特別警戒区域内の低未利用地は、今回の対象外となっています。

○村田委員 そうすると今は先行する実施箇所として、縁辺部の未利用地を着手しているということですが、市街化区域内のレッドゾーンはあるわけで、災害自体は人間の都合は考慮してくれませんので、そういうところが結果として後回しになることが大丈夫かなと思ひます。

どういう順番に順々に着手していくのか、リスクの重大さと頻度、起こりやすさを加味されていくか教えてください。

○事務局 今後の取組をどのように進めていくか、市町とこれまでの取組の検証をしながら、課題の整理や優先度について議論して早い段階で方向性を出していきたいと考えています。

○村田委員 ご検討よろしくお願ひいたします。

○藤原会長 他にいかがでしょうか。水主川委員お願ひします。

○水主川委員 将来的な逆線引きの箇所の方から、早めに市街化調整区域にしてほしいと依頼があった場合、先に対応することは可能でしょうか。

○事務局 地元の方の要望があれば、できるかどうかを含めて市町と調整していきたいと考えております。

○水主川委員 そういう方を募集していく広報も必要かなと思ひました。

○藤原会長 他にいかがでしょうか、よろしいですかね。

報告事項ではございましたが、多々ご意見をいただきました。

この審議会にご報告いただいたということで、我々としても要望のようなものを出していった方がいいように感じました。

委員の方々は、20 年後のロードマップがない中で、どのように進めていくのかがわからないと思ひているのではないのでしょうか。

縁辺部と縁辺部じゃないところを分けたというところや、未利用地と利用している土地を分けたということは、よくわかりました。その中で優先順位をつけるというのもよくわかりました。

しかし、それがなぜ 20 年間でできるのか、その中で遅延が発生する、住民合意形成に時間がかかるなど、様々なことがあると思ひますが、やるからにはランドデザインもあるはずで、できればそれを示していただきたいというのが、今回のご意見のバックグラウンドにある

ところだと思えます。

逆線引きだけではなく、砂防施設のインフラ整備もあるので、そのようなことを加味した上で20年が出ていると思えますので、一度、機会を得てご説明いただけると安心できると思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本報告事項につきましても、審議を終わりたいと思えますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。

3 閉会

○**藤原会長** それでは以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

オンラインでのご参加の皆様、どうもありがとうございました。ここで事務局にお戻しします。

○**司会** 藤原会長ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

次回審議会は、令和6年2月を予定しております。調整次第ご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第252回広島県土地計画審議会を閉会します。本日はありがとうございました。

閉会 11:00

第252回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R5. 7. 25現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出席	氏名	役職名	摘要
○	すぎ 杉 原 教 美	広島国際大学教授（オンライン出席）	
○	たか 高 場 敏 雄	広島商工会議所副会頭	
○	わた 渡 邊 一 成	福山市立大学教授	
○	ふじ 藤 原 章 正	広島大学教授	会長
○	にし 西 名 大 作	広島大学教授	会長代理
○	おお 太 田 育 子	広島市立大学教授	
○	むら 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授（オンライン出席）	
○	か 水 主 川 緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事（オンライン出席）	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	なか 中 崎 剛	中国地方整備局長（代理出席）	(R5. 7. 14任命)
○	やま 山 本 徹 弥	中国四国農政局長（オンライン出席）（代理出席）	
○	ます 益 田 浩	中国運輸局長（オンライン出席）（代理出席）	
○	もり 森 元 良 幸	広島県警察本部長（代理出席）	

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	いま 今 榮 敏 彦	竹原市長（オンライン出席）	
	よし 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う 宇 田 伸	県議会議員	
○	き 城 戸 常 太	〃	
	とみ 富 永 健 三	〃	
	まつ 松 岡 宏 道	〃	
○	なか 中 原 好 治	〃	
○	くり 栗 原 俊 二	〃	(R5. 6. 23任命)
○	みや 宮 崎 康 則	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	も 母 谷 龍 典	広島市議会議員	(R5. 6. 29任命)
○	かじ 梶 川 三 樹 夫	府中町議会議員（オンライン出席）	